

部活動の基本方針

岩手県立大迫高等学校

1 活動の方針

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行なわれるものであることを踏まえ、健全な身体と豊かな感性を育み、生涯にわたるスポーツ・文化に親しむ基盤づくりに努める。

2 休養日・活動時間について

(1) 休養日

原則として、週1日以上 of 休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上 of 休養日の設定に努める。

(2) 活動時間

原則としてタクシー通学運行時間にあわせて、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。長期休業期間も同様とする。

3 活動のきまり

(1) 部活動停止期間

- ア 定期考査1週間前から考査最終日前日まで
- イ 学校閉庁日

(2) 活動時間の延長

高体連、高文連または、これに準ずる大会の1ヶ月前の期間に、7日間を原則として許可する。時間延長願いを事前に提出し許可を受けること。ただし、土・日曜日・祝日及び長期休業中の延長は認めない。

(3) 事故防止・安全確保

運動部活動中、顧問の教員は活動に立ち会い直接指導することを原則とする。やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の顧問の教員と連携協力し、予め顧問の教員との間で約束された安全面に十分に留意した内容で活動すること。また、緊急時の連絡方法・体制を確認しておくこと。

(4) 部活動禁止日

次の場合は、部活動を禁止する。

- ア 考査の始まる1週間前から考査最終日の前日まで
- イ 冬季及び夏季休業中の部活動一斉休業期間
- ウ 卒業式当日
- エ 入学学力検査及び合格発表日
- オ その他必要と認められる日

(5) 活動計画

各部顧問は年間の活動予定を基に、月間活動計画（活動日、休養日、参加予定大会等）を立て、それに基づいて活動する。また、各月ごとに平日及び休日の休養日の実績を報告する。

4 その他

- (1) 勝利や入賞のみを重視した過重な練習を強いることがないよう、生徒の心身の健康を踏まえた指導を行うとともに、体罰や人格を傷つける言動を根絶する。
- (2) 安全を第一に考えた活動に努め、活動場所の安全管理及び活動環境に応じた生徒の健康管理に努める。
- (3) 部活動の参加を義務づけたり、活動を強制したりしない。
- (4) 兼部について認める。但し、兼部する部は2つの部までとする。

令和3年6月 1 日 一部改訂

令和4年6月 1 日 一部改訂

令和4年7月 22 日 一部改訂

対外活動参加規程

(目的)

第1条 この規程は、各教科以外の教育活動の一環として行う対外活動に学校を代表して参加する生徒に対し、教育的に配慮することを目的とする。

(対外活動)

第2条 対外活動とは、つぎのいずれかに該当し校長が参加を認めた活動をいう。

- 1 高体連が主催もしくは共催する大会
- 2 県教育委員会及び県体育協会の主催する大会で高体連が承認した大会
- 3 高文連が主催もしくは共催する大会
- 4 学芸部・生徒会等の校外の大会・行事等
- 5 その他、校長が特に認めた場合

(対外活動禁止)

第3条 次の各号に該当する者は対外活動に参加できない。

- 1 懲戒を受け謹慎中の者
- 2 出席状況及び生活態度等に問題があり、学校代表としてふさわしくないと認められた者
- 3 健康上問題がある者
- 4 保護者の承認のない者

(参加人数)

第4条 対外活動への参加人数は、各大会要項に基づくことを原則とする。ただし、校長が認めた場合はこの限りではない。

(保護者の承認)

第5条 宿泊を伴う対外活動に参加する場合は、保護者承諾書を提出させ、保護者の承認を得ること。

令和4年6月1日 一部改訂